

会計検査と決算審査

決算委員会 専門員

よしおか たく
吉岡 拓

平成 25 年度決算が会計検査院の検査報告とともに、26 年 11 月 18 日に提出された。今回の検査報告に掲記された事項等は 595 件、指摘金額は 2,831 億円となっており、前年度の 4,907 億円を下回ったものの、いわゆる無駄遣いなど不適切な会計経理は依然として多額に上っている。

参議院は、看過できない事項について、毎年政府に対して警告又は措置要求をしてきたところであるが、今回の検査報告でも、震災復興計画の進捗が遅れ復興予算が有効活用されていない現状、大学等研究機関の公的研究費の不適正な処理、スポーツ競技団体への補助金等のずさんな処理、使用見込みのない基金や不要財産の国庫不返納、社会資本の維持管理や老朽化対策が適切に行われていない現状など、これまでの本院の指摘にもかかわらず、未だ適正に処理されていない類似の事例が多数取り上げられている。

決算委員会は、この検査報告を重要な参考資料として審査に活用している。

昭和 20 年代においては「進んで国会は会計検査院を耳目とし、これと一体となって、会計検査の完全を期する。この一体化を確保するために、同院と不断に密接な連絡を図る」（昭和 22 年決算委員会決定の審査方針より）というように検査報告を基にして審査を進める傾向が強かったが、その後、検査報告にとどまらず予算の執行及び決算について国会は全般的立場から審査するべきとして、審査方針が改められた。すなわち、「検査報告中心の審査方法を改め、国会が議決した予算及び関係法律が、適正、かつ、効率的に執行されたかをはじめ決算全般について審査し、あわせて政策の実績批判を行う」（昭和 37 年決算委員会決定）ものとされ、これが今日まで基本的に受け継がれている。

さらに、平成 9 年及び 17 年に国会法や会計検査院法の改正が行われ、国会側から項目等を示して行う「会計検査要請」や、検査院の判断により国会及び内閣に報告できる「随時報告」の制度が設けられた。このうち検査要請は、参議院でも活用されており、平成 17 年から 26 年までの間に、計 34 項目を要請し、検査院から 45 回の報告を受けるなど、国会と検査院の連携に大きな役割を果たしている。

とはいえ、検査院は国の機関としての国会の会計検査を行い、不適切な会計処理については不当事項として指摘することもある（直近では平成 21 年度決算検査報告）。また、国会側でも検査院の報告の在り方等について質疑が行われ、検査院の独立性の確保等について措置要求決議を行ったこともある（平成 16 年度決算審査時）。近年、厳しい財政事情を背景にして、公費の使われ方への関心や批判は一層高まっている。検査院による会計検査と、国会による決算審査が、緊張関係を保ちつつ連携を図ることにより、予算執行の検証と政策の実績評価を効果的に行っていくことが求められる。